平成２２年（フ）第１７３８号
広島市安佐南区川内１丁目８番53号
債務者　岡本　里枝
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８７号
広島市安佐北区三入南１丁目８番39号
債務者　山田　朋子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４号
福岡県大川市大字鐘ケ江471番地２
債務者　田代　澄子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
福岡県柳川市有明町1569番地２
債務者　田中いづみ
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
福岡県大川市大字中八院1198番地１
債務者　吉田美也子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
佐賀県鹿島市大字高津原4500番地１　峰松アパート３号
債務者　吉田　　浩
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
福岡県筑後市大字山ノ井432番地１　レオパレス筑後山ノ井108号
債務者　柿添ゆかり
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６４７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地40　アルファー館307号
債務者　内村こずえ
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
鹿児島県鹿児島市武１丁目29番22号第２濱田ビル403号
債務者　寺師　剛也
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６８１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目28番８―42号
債務者　岩元　　駿
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６８２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目28番８―42号
債務者　岩元　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７１１号
鹿児島県鹿児島市城西１丁目９番７号
債務者　八田　光平
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目18番19号
債務者　早瀬　真行
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７１９号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目49番16号ソレーユ和田102号
債務者　宮崎　真弓
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７７２号
鹿児島県いちき串木野市上名9143番地
債務者　小野　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７７６号
鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉299番地３
債務者　古里　　鷹
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目44番11号
債務者　穂満えり子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目24番地１市住3841号
債務者　邦本　賢一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係